

長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱

〔 昭和 5 3 年 5 月 1 日 〕  
決裁

改正 昭和 5 4 年 6 月 1 日 決裁

昭和 5 5 年 4 月 1 日 決裁

昭和 5 7 年 1 0 月 1 日 決裁

昭和 5 8 年 1 0 月 1 日 決裁

昭和 6 0 年 4 月 1 日 決裁

昭和 6 1 年 4 月 1 日 決裁

昭和 6 1 年 9 月 1 日 決裁

平成 元 年 4 月 1 日 決裁

平成 3 年 4 月 1 日 決裁

平成 4 年 3 月 3 1 日 告示 第 1 1 4 号

平成 5 年 4 月 1 日 告示 第 1 4 5 号

平成 6 年 3 月 3 1 日 告示 第 1 1 7 号

平成 8 年 3 月 2 9 日 告示 第 1 1 4 号

平成 1 1 年 3 月 3 1 日 告示 第 1 6 0 号

平成 1 2 年 3 月 2 7 日 告示 第 1 0 0 号

平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日 告示 第 4 4 4 号

平成 1 3 年 3 月 3 0 日 告示 第 1 1 3 号

平成 1 5 年 3 月 2 6 日 告示 第 1 3 4 号

平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日 告示 第 6 1 4 号

平成 1 7 年 3 月 3 0 日 告示 第 1 8 2 号

平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日 告示 第 7 3 5 号

平成 1 9 年 2 月 2 3 日 告示 第 1 1 3 号

平成 19 年 2 月 26 日 告示 第 116 号  
平成 20 年 3 月 31 日 告示 第 279 号  
平成 21 年 3 月 30 日 告示 第 173 号  
平成 26 年 3 月 31 日 告示 第 215 号  
平成 27 年 12 月 28 日 告示 第 779 号  
令和元年 6 月 26 日 告示 第 407 号  
令和元年 7 月 3 日 告示 第 413 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、在宅の重度身体障害者又は重度知的障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー（第 3 条各号に掲げる者が運行する車両をいう。以下同じ。）の料金等の一部を助成し、もってこれらの重度障害者の福祉の増進を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 長崎市重度障害者福祉タクシー事業（以下「事業」という。）の対象者は、交付年度の 12 月 31 日までに本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた者で、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する 1 級又は 2 級の等級に該当する障害のあるもののうち、車椅子を常時利用しているもの
- (2) 療育手帳（厚生労働大臣の定めるところにより交付されるものをいう。以下同じ。）の交付を受けた者で、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において障害の程度が最重

度又は重度と判定されたもの

(3) 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者で、所得税の非課税世帯のうち、次のいずれかに属するもの

ア 視覚障害の等級が身体障害者施行規則別表第5号に規定する1級に該当する夫婦のみで構成する世帯

イ 勤務等により日中は介助者が不在でアに掲げる障害者のみが在宅している世帯

ウ アに掲げる障害を有し、介助者が高齢のため、外出時の介助が困難な世帯

エ アに掲げる障害を有する単身者世帯

オ アからエまでに掲げるものに準ずる世帯で、特に必要と認められる世帯  
(協力機関)

第3条 事業に協力を行う機関（以下「協力機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、本市に協力を申し出たものとする。

(1) 長崎市タクシー協会に加入している事業者

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者（前号に掲げるものを除く。）のうち、市長が適当であると認めたもの

（助成の方法）

第4条 市長は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める長崎市重度障害者福祉タクシー利用券を、助成対象者1人につき毎年度1回交付するものとする。

(1) 第2条第1号に規定する者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第1号様式）48枚

(2) 第2条第2号に規定する者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第2号様式）48枚

(3) 第2条第3号に規定する者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第3号様式）48枚

(助成額)

第5条 助成対象者1人につき1回当たりの事業の助成額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 福祉仕様車及び普通タクシーを利用したとき 500円以内
- (2) リフト及び寝台が装備されたタクシーを利用したとき 1,370円

(交付の申請)

第6条 第4条の規定により長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書（第4号様式）
- (2) 第2条第2号に該当する者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書（第5号様式）
- (3) 第2条第3号に該当する者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書（第6号様式）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めたときは、その申請をした者に利用券を交付するものとする。

(有効期限)

第8条 利用券の有効期限は、利用券の交付を受けた日の属する年度の末日とする。

(使用の方法)

第9条 利用券を使用して、協力機関のタクシーを利用した者は、身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、当該タクシーの規定料金から助成額を差し引いた額を運転者に支払うものとする。

(請求手続)

第10条 協力機関は、その月の利用券の使用に係る金額を請求しようとするとき

は、原則としてその月の翌月の10日までに長崎市重度障害者福祉タクシー利用料金請求書（第7号様式）に利用券を添えて市長に提出するものとする。

（協力機関の事務）

第11条 協力機関は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 福祉タクシー事業の協力機関所属のタクシーである旨のステッカー等を車体の見易い箇所に表示すること。
- (2) 利用券の交付を受けた者から第9条に規定するタクシー利用の申出があった場合は、極力優先配車をし、懇切丁寧を旨とすること。

（譲渡の禁止）

第12条 利用券の交付を受けた者は、その利用券を他に譲渡してはならない。

（利用券の返還）

第13条 利用券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、利用券を速やかに市長に返還しなければならない。

- (1) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 利用券が不要となったとき。

（台帳備付け）

第14条 市長は、長崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付簿（第8号様式）を備え、必要な事項を記載して整理するものとする。

（重複申請の禁止）

第15条 この事業の利用券の交付を受ける者は、長崎市老人交通費助成事業実施要綱（平成14年長崎市告示134号）及び長崎市障害者交通費助成事業実施要綱（平成17年長崎市告示第181号）に規定する利用券の交付を受けることはできないものとする。

（重複申請の禁止の適用除外）

第16条 年度途中においてこの事業の対象者となった者のうち、長崎市障害者交通費助成事業実施要綱に規定する利用券の交付を既に受けていた者については、前条の規定は適用しないものとする。

(併用の禁止)

第17条 この事業の利用券を使用する者は、当該利用券を使用した場合のタクシー利用について、長崎市障害児通学支援費支給要綱（令和元年長崎市告示第413号）に規定する障害児通学支援費の支給の申請をすることはできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和53年5月1日から施行する。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)

2 平成17年1月3日までに野母崎町心身障害者福祉タクシー助成事業実施要領（昭和61年野母崎町告示第32号。以下「野母崎町要領」という。）又は三和町重度心身障害者福祉タクシー助成金交付要綱（昭和61年三和町要綱第1号。以下「三和町要綱」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行前に野母崎町要領又は三和町要綱の規定により発行された利用券は、この要綱の相当規定により発行されたものとみなす。

4 編入日の前日において旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町及び旧三和町の区域内に住所を有していた者で、引き続きそれぞれの区域内に住所を有するものについては、平成16年度の利用券を次のとおり交付するものとする。

(1) 第2条第1号に規定する助成対象者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第1号様式）を12枚

(2) 第2条第2号又は第3号に規定する助成対象者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第2号様式）を12枚

(琴海町の編入に伴う経過措置及び特例)

5 平成18年1月4日（以下「琴海町の編入日」という。）の前日において旧琴

海町の区域内に住所を有し、引き続き同町の区域内に住所を有する者（以下「旧琴海町の住民」という。）で、次の各号に該当するものについては、平成19年度までは、この要綱の規定にかかわらず、琴海町重度心身障害者福祉交通費助成事業実施要領（平成8年琴海町要領第1号。以下「琴海町要領」という。）の例によりタクシー料金等の一部を助成する。

(1) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級の等級に該当する障害のある者で、下肢若しくは体幹機能障害を有するもの、心臓機能障害1級を有するもの、呼吸器機能障害1級を有するもの又は酸素ボンベ車等を常用しているもののうち、車椅子を常時利用しているもの

(2) 第2条第2号に該当する者

(3) 第2条第3号に該当する者

6 市長は、前項に規定する要件に該当する者（琴海町の例による助成を受ける者を除く。）に対し、平成19年度までは、同項第1号に規定するものにあつては長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第1号様式）を、同項第2号又は第3号に規定する者にあつては長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第2号様式）を交付することができる。この場合における平成17年度の利用券については、次のとおり交付するものとする。

(1) 附則第5項第1号に規定する交付対象者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第1号様式）を12枚

(2) 附則第5項第2号又は第3号に規定する交付対象者 長崎市重度障害者福祉タクシー利用券（第2号様式）を12枚

7 この要綱の施行前に琴海町要領の規定により交付されたタクシー利用券は、この要綱の相当規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和 5 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 5 条、第 8 条、第 2 号(1)様式及び第 2 号(2)の規定は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要綱の施行の際、現に交付を受けている利用券の有効期限は、改正後の要綱第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 5 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱第 4 条の規定は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正前の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、現に交付を受けた利用券で、改正後の要綱の施行前に使用した利用券については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 2 条第 2 号に該当し、利用券の交付を受けていた者は、改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の規定にかかわらず、改正前の要綱第 2 条第 2 号に該当する間に限り、なお従前の例により利用券の交付を申請することができる。

附 則

(施行期日等)



- 1 この要綱は、昭和61年9月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第3号該当の申請者については、昭和61年度に限り、改正要綱第4条の規定にかかわらず、改正要綱の施行日から11月30日までの申請にかかる利用券の交付枚数は、28枚とする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日告示第114号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日告示第145号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の規定は、平成5年度のタクシー利用券及びリフト付タクシー用利用補助券から適用し、同年度分前のタクシー利用券及びリフト付タクシー用利用補助券については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日告示第117号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のリフト付タクシー用利用補助券から適用し、同日前のリフト付タクシー用利用補助券については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日告示第114号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日告示第160号）抄

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日告示第100号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の長崎市重度障害者福祉タクシー利用券から適用し、同日前の長崎市重度障害者福祉タクシー利用券及び長崎市重度障害者福祉タクシー事業リフト付タクシー用利用補助券については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日告示第444号）抄

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第113号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後の長崎市重度障害者福祉タクシー利用券から適用し、同日前の長崎市重度障害者福祉タクシー利用券については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月26日告示第134号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日告示第614号）

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年3月30日告示第182号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日告示第735号）

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（平成19年2月23日告示第113号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日告示第116号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第279号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第173号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に長崎市重度障害者福祉タクシー利用券を使用する場合について適用する。

附 則（平成26年3月31日告示第215号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第779号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日告示第407号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日告示第413号）

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

長崎市重度障害者福祉タクシー利用券

（表紙）

--

車いす

住所	長崎市	町	丁目	番	地号
氏名					
有効期限		年	月	日	

（48枚綴）

長崎市重度障害者福祉タクシー利用券

（利用券）

乗車日	年	月	日
-----	---	---	---

- 初乗運賃
- ￥500
- ￥1,370（リフトと寝台付き）

有効期限 年 月 日  
発行者 長崎市長 印  
交付番号 No.

第2号様式（第4条関係）

長崎市重度障害者福祉タクシー利用券

（表紙）

--

知

住所	長崎市	町	丁目	番	地号	
氏名						
有効期限				年	月	日

（48枚綴）

長崎市重度障害者福祉タクシー利用券

（利用券）

乗車日	年	月	日
-----	---	---	---

- 初乗運賃  
 ￥ 500

有効期限 年 月 日

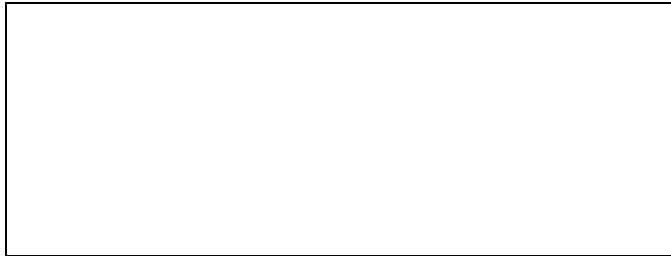
発行者 長崎市長 印

交付番号 No.

第3号様式（第4条関係）

長崎市重度障害者福祉タクシー利用券

（表紙）



視

住所	長崎市	町	丁目	番	地号
氏名					
有効期限	年 月 日				

（48枚綴）

長崎市重度障害者福祉タクシー利用券

（利用券）

乗車日	年 月 日
-----	-------

- 初乗運賃  
 ￥ 500

有効期限 年 月 日

発行者 長崎市長 印

交付番号 No.

# 長崎市重度障害者福祉タクシー利用料金請求書

年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地  
事業所名  
代表者氏名

長崎市重度障害者福祉タクシー利用券を添えて次のとおり請求します。

	枚 数	請 求 金 額
利 用 券		

（銀行振込先）

銀 行 名	支 店 名	口 座 種 類	口 座 番 号

